

## 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ 運営要領（案）

### （座長）

- 第 1 条 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）に座長を置く。座長は、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員（以下単に「委員」という。）が互選する。
- 2 座長は、議事を運営する。

### （招集）

- 第 2 条 ワーキンググループは、座長が、これを招集する。
- 2 座長は、ワーキンググループを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議事事項を委員に通知する。
- 3 座長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を中央建設業審議会会長に報告するものとする。

### （議事）

- 第 3 条 ワーキンググループは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 ワーキンググループの議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、座長が決する。

### （議事の公開）

- 第 4 条 ワーキンググループの会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、座長が特段の理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、座長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

### （雑則）

- 第 5 条 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項があれば、座長が随時定める。

### 附 則

この運営要領は、平成 31 年 4 月 16 日から施行する。